

申入れ（全労働兵庫支部）議事概要（令和3年2月19日）

兵庫労働局長（当局）は、令和3年2月19日（金）に全労働兵庫支部執行委員長（全労働兵庫支部）から、「2021年春季統一要求書」等にかかる申入れを受け、その対応を行った。

この申入れの概要は、次のとおりである。

（全労働兵庫支部）

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令される中、労働行政においてコロナ禍における労働者への休業支援や倒産する企業への対応など、数多くの業務を担い、加えて、「働き方改革」「就職氷河期世代支援」「均等・均衡待遇の実現」など政府の重要施策も労働行政第一線で担っており、職場は疲弊を極めている。

それにもかかわらず、地方労働行政の体制は極めて脆弱であり、とても業務量に見合ったものとは言えず、職場の感染防止対策を万全に行い、業務量に見合った行政体制の整備と、職員が安心して職務に専念できる環境の構築が不可欠である。

また、あるべき基準行政の人事と体制整備や賃金・諸手当の改善、職場の安全と健康の確保など課題は多く、特に、公務の高齢期雇用として低い労働条件に抑えられている再任用職員の処遇改善、非常勤職員の人権を脅かし、職場に分断を生む期間業務職員の公募解決、転居を伴う異動を行う職員の移転料の実費支給化にかかる多様な課題の解消が強く求められる。

こうした状況下、全労働は組合員とその家族の切実な要求に基づき、労働者・国民のための民主的な労働行政の確立と自らの労働条件改善を強く求め、ここに2021年春季統一要求書等を提出するので、使用者として責任と自覚に基づき各々の要求項目について誠実な対応を要望する。

（当局）

提出された春季統一要求書等の各要求事項については、内容を検討の上、誠実に対応したい。